

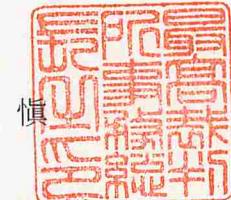
最高裁秘書第146号

令和3年1月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和2年12月25日付け（同月28日受付、第020829号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

「司法修習生の修習を終えた者」に関する官報公告（73期司法修習に関する分）を掲載するために、最高裁が国立印刷局に送付した、「官報原稿の送付」と題する文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）